令和4年度「青森県・平川市」連携融資制度

平川市では、青森県が実施する特別保証融資制度の利用者を対象に、予算の範囲内で信用保証料の補助を行います。

◆1. 創業する方

◎対　象　者　青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(1)「創業する事業」）に該当する方のうち、新たに事業を開始しようとする方、又は事業を開始して5年に満たない方で、市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。

◎補助対象融資額　1,000万円以内
◎補助対象期間　運転・設備10年以内（据置き2年以内）
◎補　助　内　容　県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助

◆2. 新分野へ進出する方

◎対　象　者　青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(5)「新分野進出」）に該当する方のうち、市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。

◎補助対象融資額　1,000万円以内
◎補助対象期間　運転・設備10年以内（据置き2年以内）
◎補　助　内　容　県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助

◆3. 新商品、新役務又は新技術等の開発及び事業化を考えている方

◎対　象　者　青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(6)「新商品等」）に該当する方のうち、市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。

◎補助対象融資額　1,000万円以内
◎補助対象期間　運転・設備10年以内（据置き2年以内）
◎補　助　内　容　県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助

◆4. 雇用創出を伴う事業に取り組む方

◎対　象　者　青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(9)「雇用創出枠」）に該当する方のうち市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。

◎補助対象融資額　1,000万円以内
◎補助対象期間　運転・設備10年以内（据置き2年以内）
◎補　助　内　容　信用保証料の50%を補助

◆5. 生産性向上を図る事業に取り組む方

◎対　象　者　青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(10)「生産性向上」）に該当する方のうち市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。

◎補助対象融資額　1,000万円以内
◎補助対象期間　運転・設備10年以内（据置き2年以内）
◎補　助　内　容　信用保証料の50%を補助。ただし、中小企業等経営強化法による先端設備等導入計画を策定し、市の認定を受けた場合、県による信用保証料の30%補給後の信用保証料を全額補助

◆6. 働き方改革推進に取り組む方

◎対　象　者　青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(11)「働き方改革」）に該当する方のうち市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。

◎補助対象融資額　1,000 万円以内
◎補助対象期間　運転・設備 10 年以内（据置き 2 年以内）
◎補　助　内　容　信用保証料の 50%を補助。ただし、あおもり働き方改革推進企業認証制度による認証を受けた場合、県による信用保証料の 30%補給後の信用保証料を全額補助

◆7. デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進に取り組む方

◎対　象　者　青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(12)「デジタルトランスフォーメーション」）に該当する方のうち市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。

◎補助対象融資額　1,000 万円以内
◎補助対象期間　運転・設備 10 年以内（据置き 2 年以内）
◎補　助　内　容　信用保証料の 50%を補助。ただし、サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金、ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金、、スマートものづくり促進事業費補助金、新事業展開等促進補助事業のいずれかを活用する場合、県による信用保証料の 30%補給後の信用保証料を全額補助

◆8. 事業承継に取り組む方

◎対　象　者　青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(14)「事業承継」）に該当する方のうち市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。

◎補助対象融資額　1,000 万円以内
◎補助対象期間　運転・設備 10 年以内（据置き 2 年以内）
◎補　助　内　容　信用保証料の 50%を補助。ただし、事業承継特別保証を利用かつ経営者保証コーディネーター確認、経営承継借換関連保証の利用の場合、県による信用保証料の 30%補給後の信用保証料を全額補助

◆9. 金融機関提案枠を活用する方

◎対　象　者　青森県「選ばれる青森」への挑戦資金（別添チラシ(15)「金融機関提案枠」のうち、青森銀行、みちのく銀行で実施する融資）に該当する方のうち市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。

◎補助対象融資額　1,000 万円以内
◎補助対象期間　運転・設備 10 年以内（据置き 2 年以内）
◎補　助　内　容　県による信用保証料の 30%補給後の信用保証料を全額補助

◆10. 一般的な事業資金を必要としている方

◎対　象　者　青森県事業活動応援資金（別添チラシ「事業活動枠」）に該当する方のうち市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。

◎補助対象融資額　1,000 万円以内
◎補助対象期間　運転・設備 10 年以内（据置き 2 年以内）
◎補　助　内　容　信用保証料の 50%を補助

◆11.　売上高等の減少により経営の安定に支障を生じている方

◎対　象　者　青森県経営安定化サポート資金（別添チラシ⑵「経営安定枠」）に該当する方のうち市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。

◎補助対象融資額　1,000 万円以内
◎補 助 対 象 期 間　運転 10 年以内（据置き 2 年以内）
◎補　助　内　容　信用保証料の全額補助

◆12.　新型コロナウイルス感染症により影響を受けている方

◎対　象　者　青森県経営安定化サポート資金（別添チラシ⑶「災害枠」）に該当する方のうち市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。
セーフティネット保証 4 号・5 号、のいずれかの保証制度を適用したもの。

◎補助対象融資額　1,000 万円以内
◎補 助 対 象 期 間　運転・設備 10 年以内（据置き 2 年以内）
◎補　助　内　容　県による信用保証料の 30%補給後の信用保証料を全額補助

◆13.　令和 4 年 8 月 3 日からの大雨により影響を受けている方

◎対　象　者　青森県経営安定化サポート資金（別添チラシ⑶「災害枠」）に該当する方のうち市内に住所を有する方、又は市内に主たる事業所を置く方。市税等の滞納がない方。
セーフティネット保証 4 号の保証制度を適用したもの。

◎補助対象融資額　1,000 万円以内
◎補 助 対 象 期 間　運転・設備 10 年以内（据置き 2 年以内）
◎補　助　内　容　信用保証料を全額補助

＜お問い合わせ先＞
〇信用保証料補助に関すること　…　平川市商工観光課　電話 0172-44-1111
〇青森県特別保証融資制度に関すること　…　青森県商工政策課　電話 017-734-9368（直）

＜連携融資制度に関するQ＆A＞

Q1．融資額が１０００万円を超える場合または融資期間が 10 年を超える場合でも、信用保証料の補助を受けることができますか？

A1．信用保証料の補助対象となる融資は「融資額１０００万円以内かつ融資期間１０年（うち据置期間2年以内）」に限られます。

ただし、例えば、融資額 １５００万円（融資期間１０年）を希望する場合に、信用保証料の補助対象となる１０００万円の融資と補助対象外の５００万円の融資の2口に分けることで、当該１０００万円の融資について信用保証料の補助を受けることは可能です。

Q2．平川市内に本社又は主たる事業所（個人の場合は住所）がありますが、市外の事業所の事業資金に対する融資について信用保証料の補助を受けることができますか？

A2．信用保証料の補助対象となる融資は、市内に住所を置く事業所の事業資金に限られます。本店の登記（個人の場合は住所）が平川市にあっても、市外の事業所に係る事業資金は原則として対象になりません。

Q3．連携融資制度を利用するための手続きを教えてください。

A3．青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（※）の融資担当窓口へお申込みください。

なお、お申し込みの際には、青森県特別保証融資制度の申込書類に加え、信用保証料の補助対象者であることを確認できる書類（市税の納付を証明する書類や法人の登記事項証明書など）を併せてご提出ください。

（※）青森県特別保証融資制度の取扱金融機関（順不同）

（青森銀行、みちのく銀行、岩手銀行、東北銀行、七十七銀行、秋田銀行、北日本銀行、
みずほ銀行、青い森信用金庫、東奥信用金庫、青森県信用組合、あすか信用組合、商工中金、
東日本信用漁業協同組合連合会）